

ประกาศ สกท.ที่ ป.3/2558 เรื่อง การขอรับสิทธิและประโยชน์ตามคุณค่าของโครงการ (Merit-based Incentives) และการนับเงินลงทุนขั้นต่ำของโครงการเดิม
(非公式訳)

13 มีนาคม 2558

(非公式訳)

投資委員会事務局布告

第 Por3/2558 号

件名: メリットベース恩典の申請および既存プロジェクトの最低投資金額の計算

仏暦 2520 年(1977)投資促進法第 13 条、第 16 条および第 18 条の権限、2015 年 2 月 12 日における投資委員会議決に基づき、事務局は以下の通り発布する。

1. 技能、技術、イノベーションの開発を促進するために、競争力を向上させるために旧政策に基づく奨励者に日付 2014 年 12 月 3 日第 2/2557 号投資委員会布告における基準に基づき、追加恩典を申請できることとする。
2. ナレッジベースサービス業種への投資を促すために、奨励プロジェクトより収入が発生していない旧政策に基づく奨励者に、日付 2014 年 12 月 3 日第 2/2557 号投資委員会布告における基準に基づき年間人件費から投資金額の計算方法の変更を申請することができることとする。

布告日: 2015 年 3 月 13 日

(ヒランヤ・スジナイ)

投資顧問

投資委員会事務局長代理